平成２２年（フ）第３３６号
茨城県水戸市見和２丁目255番地　県営見和アパート７棟502号
債務者　安齋　里美
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第４９６号
京都府向日市鶏冠井町山畑２番地の２　第二ヤサカ交通株式会社社宅404
債務者　内田　　猛
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第６４８号
京都市西京区山田北山田町26番地26
債務者　江﨑　加奈
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第７５２号
京都市右京区山ノ内北ノ口町19番地５
債務者　大村　弥恵
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８６１号
京都市右京区太秦一ノ井町26番地31
債務者　川瀬　亜紀（旧姓市原）
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第９６０号
兵庫県姫路市飾磨区三宅３丁目303番地５
債務者　道本　泰司
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第３２４号
兵庫県姫路市下手野５丁目19番18号
債務者　福本　昭道
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第３３７号
兵庫県姫路市的形町的形1253番地１
債務者　柴崎　　昇
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２００号
奈良県桜井市大字三輪822番地の45　大美和荘園601号、住民票上の住所奈良県桜井市大字大泉536番地の３
債務者　小久保明美
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第６２０号
広島市安佐南区東野３丁目28番25号
債務者　川西　信康（旧姓竹下）
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６６０号
広島県東広島市志和町別府628番地２
債務者　塚本　茂弘
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６７０号
広島県東広島市西条町西条東1026番地１坪島ハイツ１―107号
債務者　新家　英治
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７５３号
広島市佐伯区八幡４丁目３番46号
債務者　末本美穂子
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７９２号
広島市南区出汐２丁目４番80―503号
債務者　川建こと　川野　保一
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８０８号
広島県安芸郡海田町石原12番10―203号
債務者　角田　淳子
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８３４号
広島市安佐北区白木町大字秋山1691番地５
債務者　森下　　守
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８３５号
広島市安佐北区白木町大字秋山1691番地５
債務者　森下　君代
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
広島地方裁判所民事第４部